

令和4年10月25日
自由民主党政務調査会

事業者に対する金融支援の更なるセーフティネット強化に向けた 緊急決議

1. はじめに

本調査会においては、本年5月「事業者に対する金融支援の強化に向けて～令和版事業者再生支援トータルプラン～」を取りまとめ、「コロナ前に成り立っていたビジネスは、事業主に意欲がある限り、1社たりとも潰さない」、「事業者が今後、事業を安心して行っていくには、積み上がった過大な債務の負担軽減を含む事業再生等の必要な支援に取り組むことが国の責務である」という強い決意のもと、政府に対して、各種支援策を総動員し、事業者支援に万全を期すことを求めてきた。

2. 事業者支援の徹底

こうした中、本調査会においては、今般、宿泊業・旅客運送業の事業者等からヒアリングを行ったところ、

- ・「金融機関よりコロナ関連融資の返済を強く迫られ、厳しい経営環境に立たされている。官民金融機関においては、事業収益がコロナ禍前に戻るまでの間返済猶予をして欲しい」
- ・「借入金の効率的な返済に向けて、借換を検討しても、融資残高を理由に金融機関から断られる」
- ・「政府系金融機関からの新たな借入の際にメインバンクとの協調融資を求められる場合が多く、メインバンクからは『協調融資の枠』を理由に断られる」
- ・「無利子無担保融資等の返済に当たっては、金融機関に柔軟に返済計画の見直しや相談に応じてもらえるよう、金融機関に対して国から重ねて働きかけてほしい」等

の声が聞かれている。

このように、旅客運送業、宿泊・観光業、飲食業、小売業、医療・福祉業、冠婚葬祭業等の事業者は、コロナによって大きな影響を受けたが、さらに、ロシアのウクライナ侵略に伴うエネルギー価格・原材料価格などの高騰や、人手不足といった構造要因による影響も受けている状況にある。

政府においては、こうした事業者の声を真摯に受け止め、「意欲ある事業者を倒産させない」という強い決意を持って、事業者への支援に万全を期すべきである。

その上で、官民金融機関は、ポストコロナに向けた設備投資に要する資金、運転資金などについて、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、保証限度額が6,000万円から1億円に拡充された伴走支援型特別保証や、上限額が3億円から4億円（中小事業）に引き上げられた日本政策金融公庫等によるスーパー低利・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付等）¹の積極的な活用を努めることなどにより、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うべきである。また、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等の事象のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、需要の回復や各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、丁寧かつ親身に対応することを、特に、資金需要の高まる年末に向けて徹底させるよう、要望する。

また、民間ゼロゼロ融資の返済開始時期が2023年7月～2024年4月に集中し、借換需要が増加する可能性があることから、政府においては、新たな資金需要にも対応した借換保証制度創設により返済負担の軽減を支援すべきである。その際、100%保証は100%保証で借換えできる保証とすべきである。

政府においては、コロナによる営業自粛など事業者の責任に帰すことが適当ではない売上げ減少やロシアのウクライナ侵攻に伴う原材料価格の高騰などが事業者に与える影響にも留意し、これまで、コロナ関連予算として、例えば日本政策金融公庫への出資金に約1兆1兆円を措置してきたところ、こうした予算を十分に活用し、前述の資金繰り支援に加

¹ 融資期間は最大20年、当初3年間は利率は0.13%（5年以内）～0.8%（19年超20年以内）（令和4年10月3日現在）

えて、経営改善・事業転換・再構築支援、資本基盤の強化、債務減免を含めた債務整理等に総合的に全力を挙げて取り組むよう、改めて要望する。

3. 地域経済の回復・活性化

さらに、本調査会においては、地方経済に関して、地域交通等の専門家からヒアリングを行ったところ、特に金融面の課題については、

- ・「地域交通や観光業においてはコロナによる利用客の減少等により増大した債務に加え、燃料などの原材料高や人手不足により大きな負担を抱えている一方、売上がコロナ前の水準に戻ることは難しく、存続できるかの岐路に立たされている」
- ・「コロナが地方公共交通の危機を加速させた。地域公共交通を守り、次の世代に残していくためには、金融支援を含め政策を総動員で支援し、持続可能な地域公共交通の実現を図ることが鍵」

といった声が聞かれた。

地域経済活性化支援機構（REVIC）においては、コロナの影響を受けた事業者支援のため、地域交通等の地域の中核企業や観光等の面的再生案件を始めとして、地域企業への事業再生支援、全国をカバーするファンドによる債権買取・出融資、ハンズオン支援を実施している。現在、数多くの相談案件が寄せられているが、これらの支援を実施していくうえで事業再生人材の確保が不可欠である。また、これらの支援に万全を期すため、REVICの政府保証借入額については、1兆円から2兆円に拡大されているところであるが、物価高やサプライチェーン混乱の状況も踏まえて、必要な場合は、例えば3兆円に拡大するなど、機能強化して必要な支援を行っていくことが重要である。

その際、REVICにおいては、地域交通や観光等での面的な再生案件等への支援を重点的に行うため、地域交通の事業再生に携わり専門的なノウハウを有する地域交通分野の特別な支援部門を立ち上げ、また、観光の面的再生に関与している人材等をフルに活用するとともに、国土交通省や観光庁などの関係省庁との連携も強化し、関係省庁の施策も最大限活用する事業を展開すべきである。そして、こうした事業の実施におい

ては、経済安全保障の観点も踏まえ、地域の生活を守りぬくことに全力を尽くすべきである。

併せて、コロナ禍で増大した債務に苦しむ地域企業が収益力改善・事業再生・再チャレンジに取り組んでいく動きを、各地域の金融機関等がしっかりと支えていくことが重要である。

厳しい状況にあり支援の必要性が高まっている地域交通、宿泊、観光なども含め、具体的案件における事業再生等の経験・知見・ノウハウの不足が事業再生等の妨げにならないよう、REVIC において、過去の事業再生に関する豊富な知見・ノウハウを集約し、研修等を通じて地域金融機関に展開する取組みを行うべきである。

さらに、再生後の前向きな事業展開の基盤を整えるエクイティ面での支援を機動的かつ柔軟に講じることのできる環境整備も重要である。

エクイティの出し手として、例えば、REVIC や中小企業基盤整備機構等が出資する地域ファンドや、改正銀行法による規制緩和を活用した地域金融機関等が考えられるが、エクイティが必要な際に、各ファンドが機動的に対応できるようにしておくことが必要である。

こうした観点から、政府においては REVIC 等と連携し、各ファンドの出資金額が不足することがあれば、REVIC 等が必要に応じて各ファンドへの追加出資に応じる用意があることを明確にし、各ファンドが必要なエクイティを柔軟に出せる環境を整えていくべきである。

また、小規模・零細事業者について、コロナ禍は、特に、飲食業・宿泊業といった対面サービス業を中心に莫大な数の事業者に影響を与えている点に留意する必要がある²。こうした事業者に対しては、現在、各種補助金や金融機関による債務返済の条件変更等の資金繰り支援により事業継続の支援が図られているケースが多いものと考えられるが、個々の事業者の考えや意向を最大限尊重したソフトランディングを目指すためには、個々の事業者の状況等に応じ、今後の事業の将来展望も踏まえて、債務減免を含む抜本的な事業再生が可能となる環境整備を行

²実質無利子無担保融資は、政府系金融機関により約 107 万件、民間金融機関により約 137 万件実行されている。

うことが必要である。この点、抜本的な事業再生計画策定等を行うための担い手が不足している、信用保証協会等との調整が困難であるといった課題も指摘されている。

政府においては、こうした小規模・零細事業者の特性を踏まえつつ、中小企業活性化協議会における支援事例や中小企業の事業再生等のガイドラインに基づく支援事例を業種別に蓄積し、小規模・零細事業者における事業再生の「型」を確立するとともに、認定支援機関による支援を強化していくべきである。

このような取組みを通じて、地域の中核企業から中小企業、小規模・零細企業に至るまで、事業者の実情に応じて事業再生の推進に向けた環境を整備していくべきであり、政府において、REVIC における事業再生ノウハウの展開に係る取組み等、必要な予算措置を行うよう要望する。

以 上